

## 精神科病院での虐待防止等のための措置の実施を精神科病院の管理者に義務付け

精神科病院における精神障がい者に対する虐待防止措置	具体的な対応
① 虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備	虐待の定義、相談体制、未然防止・早期発見のための取組、虐待発生時の初期対応等を記載したマニュアルや規定の整備
② 人権や権利擁護等に関する研修	虐待防止の手法、人権や権利擁護等を意識できることに加え、精神科病院における最近の虐待事案を例示する等、患者の処遇の重要性等を理解できるような内容
③ 患者等からの意見聴取	患者（過去に入院していた方を含む）やその家族、業務従事者等の意見を聞く仕組みを整備のうえ業務を改善
④ 患者との接し方について話し合う場の設置等	業務従事者の悩みなどを共有したり相談できる場の設置やストレスチェックと、その結果のフィードバックを行う等
⑤ 業務従事者の感情コントロールを高めるための取組	アンガーマネジメント、アサーショントレーニング、ストレスコーピング等の取組を実施
精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備	具体的な対応
①業務従事者及び患者等への虐待通報の周知	国が示す虐待通報義務化についてのチラシの院内での掲示や、患者への配布を行うことによる周知等
②院内の虐待相談窓口の設置	電話、メール、手紙、ビデオ通話等の手段で相談できる窓口を病院内に設ける
③虐待相談があった際の対応	プライバシーを確保した相談環境確保・自治体通報窓口への通報等に関する対応方針の検討

# 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

## 虐待対応窓口の設置、運用について（案）

設置場所	大阪市こころの健康センター
受付体制	電話：平日9:00~17:30 メール：随時（ただし対応は開庁時）
受付後の対応の流れ	別紙『虐待通報窓口イメージ図（案）』参照

## 虐待通報者の権利擁護

業務従事者は、虐待通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない

## その他：関係機関への周知等（案）

大精協会員様・市内病院への法改正について周知しているところであるが、大阪府・堺市とあわせて説明会の開催を調整中

説明会では、精神科病院の管理者が精神科病院での虐待防止等のための措置を実施することや、大阪府、大阪市、堺市で設置する虐待通報窓口などを説明予定

### 精神科病院における「虐待通報が義務化」されます



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）

# 虐待通報窓口イメージ図（案）

